

Title	「朝臣」小考：花押・草名・実名とは異なる自署の原理
Sub Title	A study on the signature of "Ason"
Author	喜多, 泰史(Kita, Yasufumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.4 (2011. 12) ,p.1(277)- 17(293)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20111200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「朝臣」小考

——花押・草名・実名とは異なる自署の原理——

喜 多 泰 史

はじめに

自署研究の歴史は、花押の形状に関する研究とともにある。その中であって、花押・草名・実名の使い分け方を正面から追究した唯一の研究が、上島有氏の「草名と自署・花押」である。⁽¹⁾この論考の中で、氏は署名方法に関する二つの原理を指摘している。すなわち、書札様文書においては、原則として花押↓草名↓実名の順に厚札

となるが（≡書札札の原理）、公験の書札様文書には花押が専ら使用されるというものである（≡公験の原理）。

だが、本稿で扱う「朝臣」という署名方法は、自らの姓（かばね）を以て署する点において、自らの名を署した花押・草名・実名とは明らかに性格が異なる。また、「朝臣」と署した事例は、公式様文書とその系譜文書に

限られ、花押・草名・実名が多様な文書に使用されたのとは対照的である。このように、「朝臣」の特殊性は花押・草名・実名に比して際立っており、その背後には、書札札の原理や公験の原理とは異なる別の原理が存在すると予想されるのである。本稿は、この「朝臣」と署した自署の用例を網羅的に検討することで、もうひとつの自署原理の解明を目的としている。

さて、この特殊な自署「朝臣」は、朝臣という姓の特質上、五位以上の公家が署名した文書において見かける機会が多い。だが、この「朝臣」に関する専論は皆無である。そこで、試みに古文書概説書・入門書を参照してみると、勝峯月溪氏⁽²⁾と高橋正彦氏⁽³⁾がこの自署について解説を加えている。まず勝峯氏は、「署名に就いては、（中略）、文書の大部分は書記が書き、名字のみを各自が書

くのであるが、位の非常に高い人は、名前を書かず、姓、尸のみを署する事が多いのであって、其の場合には朝臣等の尸のみを自署するに止まる。(中略)、又餘り高位の者でなくとも、「朝臣」とのみ自署した¹⁾例があると説明する。また高橋氏は、「原則として三公(左大臣・右大臣・内大臣)以上の者が用いたものであるが、身分の低い官吏でもままみられる」と説示する。

この両氏の解説から察するに、「朝臣」には大臣以上の上流廷臣が用いる「朝臣」と、下級官人が用いる「朝臣」があるらしいことを知りうる(後述するが、下級官人とは、主に弁官職員や各省の輔のことである。以下、中・下流廷臣と表現する)。そして両氏ともに、「朝臣」は原則として上流廷臣の署名方法であると理解している。ところが、この両見解には一つ大きな問題がある。それは、両「朝臣」の現存数を数えると、実は中・下流廷臣の「朝臣」の方が圧倒的に多いことである。したがって、中・下流廷臣の「朝臣」を例外として切り捨てることはできず、両「朝臣」を相対化して捉え直す必要があるのではないだろうか。

そのように考えた場合、さらに幾つかの疑問が出てくる。つまり、中・下流廷臣の「朝臣」をどのように理解

すべきか。また両「朝臣」を含めて公家社会でなぜ「朝臣」が使用されたのか。これらの問いに対して両解説では十分な答えを得られない。

なお、「朝臣」は組織の長官が用いたと耳にすることもあるが、これも適切な説明とはいえない。なぜならば、組織の長官であつても花押・草名・実名を用いることがあり、長官の自署と「朝臣」との間に必要十分条件の関係は成立しないからである。

では、公家社会でなぜ「朝臣」という自署が使用されたのか。そして上手く噛み合わない両「朝臣」を繋ぐ共通の淵源は何か。それが、まさしく本稿で明らかにしたいもうひとつの自署原理である。

第一章 上流廷臣の「朝臣」

本章では、上流廷臣が用いた「朝臣」について具体例を取り上げ、その署名方法と原理を検討していく。

上流廷臣の「朝臣」を見る機会が多い文書の一つとしては、まず院庁発給文書が挙げられる。その中で「朝臣」を使用した最も古い実例は、永暦元年(一一六〇)五月五日付後白河院庁下文である。⁽⁴⁾その文書の署名者二十九名のうち、内大臣であつた藤原公教一人が「朝臣」と

自署している。

但し、古記録において、院庁発給文書で「朝臣」と自署した例はそれより時代を遡ることが可能である。

【史料一】『台記』仁平三年（一一五三）七月十五（五）十

九日条（十六日条を除く）

十五日、壬寅、《中略》、入夜、院判官代右近将監源雅亮東持来東行下文二通一、可檢注熊野新三味堂領事、可解熊野先達神人等職事、勾当源有忠冠衣取持来、欲加判之處、朝臣歟、草名歟、不知先例、仍今夜不加判、仰後日可持来之由、返給了、

十七日、甲辰、主典代佐平申曰、不知旧例、當時右大臣為美福門院別当、加朝臣者、即示雅亮曰、今日有忌凶、明日可持来者依初度、避日忌、

十八日、乙巳、雅亮東持来下文二通一、職事経憲冠衣取持来、取其一通、加朝臣正文一通、一通不可朝臣

返給、仰曰、解神人職之文、初度有忌、明日可加朝臣也後々不可、避日忌、故後二條殿及左大臣後房為院別当之時、

加署之、序下文尋院庁之處、皆以紛失云々、

十九日、丙午、《中略》、入夜、雅亮東持来行下文、有忠冠衣取持来、加朝臣返給、

この史料は、勝峯氏が既に着目している記事だが、『台

記』の記主である左大臣藤原頼長が院別当であった時、院庁下文に署名を求められた際の記事である。彼は当年の五月末に院別当に就任したばかりであり、この時「朝臣」で自署すべきか、草名で自署すべきか、先例を知らなかったという。そこで後日改めて持参するよう返答している。その後、頼長は後二条師通や源俊房が院別当であった時の先例を院庁に尋ねさせたが、それらはすべて紛失していた。そこで、主典代佐平という美福門院庁の先例を参考にして、頼長は「朝臣」と自署を加えたものと思われる。

ただ、この署名方法に関して、別当就任直後の頼長だけでなく、院庁の下級職員らも当初その先例を知らなかった。佐平が「不知旧例」というように、十二世紀中葉までは、院庁の組織全体で「朝臣」の使用が十分認知されていなかったと考えられる。

しかし、この件をきっかけとして、院庁発給文書で「朝臣」の使用が定着する。例えば、先程の永暦元年の下文がそうである。また建暦二年（一二二二）二月日付後鳥羽院庁下文では、左大臣九条良輔・右大臣藤原公繼・内大臣藤原信清の各大臣だけでなく、前太政大臣藤原頼実も「朝臣」と自署している。さらに建保三年（一

二二五) 八月日付後鳥羽院序下文でも、左大臣九条良輔・内大臣九条道家とともに、前太政大臣大炊御門頼業も「朝臣」と自署している。したがって、高橋氏の解説に若干の付言をしておく、現任の三公以上だけでなく、前任の大臣も「朝臣」と自署することができた。

これらの特徴は、後世の雑訴決断所発給文書でも引き継がれている。例えば、右大臣洞院公賢が「朝臣」と自署した牒が三例、内大臣吉田定房が「朝臣」と自署した牒が一例確認できる。⁽¹⁰⁾

また、やや特殊な例として建武二年(一三三五)三月十二日付の雑訴決断所牒が挙げられる。⁽¹¹⁾ この文書の署名者十名のうち、一人だけ「刑部卿源「朝臣」とした者がいる。この自署を加えた人物は久我長通であり、彼は当時前右大臣従一位であった。鎌倉時代、前任の大臣が刑部卿に補任されることはなかったが、建武政権の特殊な人事状況下にあつて、この時彼は刑部卿を務めていたのである。位署欄には刑部卿とあるが、院序の先例を踏まえれば、久我長通は前右大臣として「朝臣」と自署を加えたものと察せられる。⁽¹²⁾

なお、雑訴決断所牒の中には、さらに希有な「朝臣」の例があるので、それを次に掲げる。

【史料二】建武元年(一三三四)九月四日付雑訴決断所牒⁽¹³⁾

雑訴決断所牒 稻荷社

当社領加賀国味智郷内水田式拾町事

右、任寿永二年九月日院序下文并文治二年九月五日

関東下文、同三年三月廿日留所下文、正嘉二年二月

廿七日 勅裁 院宣等、宜令管領者、以牒、

建武元年九月四日 左衛門尉平朝臣(花押)

儀同三司藤原「朝臣」 采女正中原朝臣(花押)

正二位藤原朝臣(花押) 散位宇佐宿禰(花押)

正三位藤原朝臣(花押) 左衛門采大尉中原朝臣(花押)

主税頭中原朝臣(花押)

前伊勢守小槻宿禰(花押)

右少弁藤原朝臣(花押)

この文書は、建武元年九月四日付で伏見稻荷大社に宛てた雑訴決断所牒である。その中で「儀同三司藤原「朝臣」という署名者がいる。儀同三司とは准大臣の唐名であり、律令に規定された官職ではない。大臣に准ずる称号として、大臣の下、大納言の上という特別待遇を受けた。⁽¹⁴⁾ この自署を加えた人物は吉田定房であり、当時の官制上の地位は前大納言であつた。ところが、建武元年

六月二六日に「大臣に准え朝参せよ」と、准大臣の宣下があったこと⁽¹⁵⁾で、彼は「朝臣」を加えたのであろう。

このような、厳密に言えば大臣ではないが、大臣待遇を受けたことで「朝臣」とした例は、既に古代で確認できる。「東大寺献物帳」と呼ばれる勅十通に、藤原仲麻呂が度々自署を加えている。⁽¹⁶⁾ その一つ、彼が大納言であった頃の天平勝宝八年（七五六）六月十二日付の例で、彼は実名で署名している（「從二位大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣「仲麻呂」」）。一方、太保（＝右大臣の唐名）の地位にあった頃の天平宝字二年（七五八）十月一日付の例では、「朝臣」と自署している（「太保從二位兼行鎮国太尉藤原惠美「朝臣」」）。⁽¹⁷⁾ これらはいままで見てきた典型例と同じ用法であろう。

そして注目したいのは、その中間期の天平宝字二年六月一日付の勅であり、彼は「紫微内相從二位兼行中衛大將近江守藤原「朝臣」」と署名している。⁽¹⁸⁾ 紫微内相とは、皇后宮職を改組した紫微中台の長官であり、厳密にいえば太政官内の大臣ではない。だが天平勝宝九年（七五七）五月十九日の詔によれば、「令外別置紫微内相一人、令掌内外諸兵事、其官録皆准大臣」とあるように、大臣に准ずる扱いとなっている。⁽¹⁹⁾ したがって、仲麻呂はこの

詔を根拠に「朝臣」と自署したものと思われる。

このことから、上流廷臣の「朝臣」は、大臣以上もしくはそれに相当する公卿によって使用されたと考えられる。そしてこの署名方法は古代の段階ですでに確立している様相が看取できよう。また先述のとおり、「朝臣」は公式様文書とその系譜文書に限られる点も留意が必要である。これら事実が、「朝臣」の出現背景が律令制度の中に求められることを強く示唆している。より具体的にいえば、文書様式などを定めた公式令の規定に注視する必要があるといえよう。

そこで公式令の規定を通覧すると、その淵源を辿ることができるとが。

まずその一つが詔書に見られる「朝臣」である。詔書とは、大事に際して天皇が意志発現する文書である。古代より度々発布されたが、古代・中世を通じて署名箇所を含む形の正文は現存しない。その理由は、発布手順が非常に複雑で手間がかかるため、署名の省略がしばしば行われたからである。また詔書は長文になることが多く、古記録や故実書では事実書のみを書き記したものがほとんどである。⁽²⁰⁾ そのため、正文を以て古代・中世における詔書の署名方法を例示することはできない。

だが、近世になると署名箇所を含む正文が幾つか伝存する。管見の及んだ寛政改元詔書⁽²²⁾・天保改元詔書⁽²³⁾では、関白を含む大臣以上の上流廷臣が「朝臣」と自署している。これら近世の詔書は、公式令の規定を意識して作成されていることが、飯倉晴武氏によって指摘されている⁽²⁴⁾。そこで養老公式令の規定を参照してみると、興味深いことが分かる。

【史料三】 養老公式令詔書式⁽²⁵⁾

詔書式

《中略》

年月御画日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓名等言、

詔書如右、請奉

詔付外施行、謹言、

年月日

可、御画

右、御画日者、留中務省、為案、別写一通、印署、送太政官、大納言覆奏、画可訖、留、為案、更写一通、詔訖施行、中務卿若不在、即於大輔姓名下、注宣、少輔姓名下、注奉行、大輔又不在、於少輔姓名下、併注宣奉行、若少輔不在、余官見在者、並准此、この詔書式の署名箇所を見ると、まず、中務省職員や大納言は「…姓名」とあって、「名」の一字が表記されている。一方、大臣以上の場合には「…大臣位臣姓」とあって、「名」の一字が表記されていない。氏（詔書式でいう姓のこと）までは外記が執筆することになっているから、大納言は自らの名で自署をする。では大臣はどうするのか。大納言以下とは違い名で自署する規定になっておらず、しかし氏までは外記が予め執筆している。では姓をもって自署する以外の選択肢はないのである。これが「朝臣」の淵源ではないか。

この仮説を検証するために、もう一例として勅授位記（五位以上に授ける位記）の例を見てみよう。位記は叙位を本人に伝える証験文書である。現在最古の勅授位記は、寛治三年（一〇八九）正月十一日付藤原公実正二位位記であり、正文として現存するのは中世末期からであ

る。⁽²⁷⁾このため、詔書と同様に、古代・中世の正文を以て「朝臣」の実例を示すことはできない。だが、両時代を通じて、位記の中で上流廷臣が「朝臣」と自署してきたのはおそらく間違いないであろう。それは位記の故実書『内局柱礎抄』⁽²⁸⁾で、「次撰政以下大臣位署等、次第書連之、当官位階等之下仁加朝臣二字、不載姓名字等」とあることから確認できる。

その位記であるが、弘仁九年（八一八）までは比較的簡略な手順で作成されていた。

【史料四】養老公式令勅授位記式⁽²⁹⁾

勅授位記式

中務省

本位姓名、年若干、今授其位、

年月日

中務卿位姓名

太政大臣位姓、大納言加名、

式部卿位姓名

右、勅授五位以上位記式、皆見在長官一人署、若長

官無、則大納言及少輔以上、依式署、兵部亦同、以下

准此、

これは、養老公式令の勅授位記に関する規定である。こ

「朝臣」小考

の当時は、中務省・太政官・式部省の各長官一人が自署するだけでよかった。太政官の長官として太政大臣がいなければ左大臣、左大臣がいなければ右大臣、と順に降格していき、大納言までが想定されていた。そして、その長官が大納言の場合は、自らの名を以て自署することが注記されており、大臣以上の場合には別の署名方法が採用されていたことが分かる。

それでは、弘仁九年以降、唐の制授告身式に倣って以後の位記ではどのような署名方法が採用されていたのか見てみよう。⁽³⁰⁾それを規定した『延喜式』を次に載せる。

【史料五】『延喜式』卷第十二内記、五位已上位記式⁽³¹⁾

五位已上位記式

某位姓名

右可某位

中務云々、可依前件主者施行、

年 月 甲日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

大納言位臣名

大納言位臣名

中納言位臣名

中納言位臣名

中納言位臣名等言、

制書如右、請奉

制、付外施行、謹言、

年 月乙日

制可、 年月丙辰時

大外記姓名

左中弁名

左大臣位朝臣

右大臣位朝臣

式部卿位名

式部大輔位名

左大弁位名

告某位姓名奉

制書如右、符到奉行、

大録名

式部少輔位名

少録名

少録名

年 月丁日下

右、文官位記式如件、命婦位記亦同、但武官位記以

兵部代式部、以右弁代左弁、

これは、『延喜式』に載る勅授位記の規定である。署名者は、中務省職員（卿・大輔・少輔）、太政官職員（左大臣・中納言・弁官・外記）、式部省職員（卿・少録）と整理でき、位記に携わる関係機関に大きな変化はない。但し、長官だけでなく各構成員も自署することに変容している。その上で、各人の署名方法を見ると、左・右大臣の位署にだけ「朝臣」とあり、それ以外の署名者はすべて「名」となっている。【史料四】で述べたように、弘仁九年まで、大臣以上は名以外の署名方法をとっていた。その継承関係を考えると、公式令において「名」がないということは、すなわち姓で自署することに他ならないといえるだろう。

以上、上流廷臣の「朝臣」は公式令の署名規定に淵源がある。そして詔書や位記で「朝臣」を使用し始めたのがことの始まりであろう。しかし、その後使用範囲が拡大し、他の院庁発給文書や雑訴決断所発給文書などでも採用されたと考えられるのである。そして、上流廷臣の「朝臣」は、時に大臣に相当することを顕示する場合に使用された。具体的には、藤原仲麻呂の紫微内相がその最初の例であり、吉田定房の准大臣もまた然りであろう。さらに前大臣も、大臣経験者として、大納言以下の公卿

とは一線を画すことを可視的に示すことに役立ったと思われるのである。

第二章 中・下流廷臣の「朝臣」

それでは次に中・下流廷臣が用いた「朝臣」の署名方法と原理について追究していこう。その実例の中で圧倒的な現存数を誇るのが太政官牒である。次の【表一】を参照されたい。

この【表一】は、平安初期から鎌倉末期までの太政官牒を収集し、そのうち弁官の自署をまとめたものである。その中の「自署」の項を見ると、九世紀初半以降、弁官職員は「朝臣」と自署するようになり、その慣習が鎌倉末期まで続くことが確認できよう。なお、表には掲げていないが、建武期に太政官牒は太政官符に統合されるため、約五〇〇年続いたこの慣習は建武期で途絶えてしまう。

さて、この太政官牒に用いられた「朝臣」であるが、注目すべき点は、他の太政官発給文書では「朝臣」の使用例がないということである。それを端的に示している例として、文治二年（一一八六）五月十日付太政官符・同日付太政官牒を次に掲げる。

【表 1】 太政官牒と「朝臣」

和 暦	西暦	宛 所	官 位	姓 名	自 署	遺文	出 典
延暦2年6月17日	783	欠	従三位・左大弁	佐伯今毛人	「今毛人」	1	東南院文書
延暦12年6月1日	793	僧綱并東大寺三綱	従三位・左大弁	紀古佐美	「古佐美」	10	東南院文書
延暦13年4月25日	794	僧綱并東大寺三綱	従四位下・左中弁	藤原繩主	「繩主」	11	東南院文書
延暦24年4月24日	805	東大寺	従四位下・右大弁	秋篠安人	「安人」	26	東南院文書
大同元年7月15日	806	東大寺三綱	従四位上・左大弁	秋篠安人	「安人」	28	東南院文書
大同2年5月22日	807	東大寺三綱	従四位上・左大弁	秋篠安人	「安人」	30	薬師院文書
大同2年6月2日	807	東大寺三綱	従五位上・左少弁	藤原千引	「千引」	31	薬師院文書
天安2年12月25日	858	東大寺	従五位上・右少弁	藤原家宗	「朝臣」	4482	東南院文書
貞観8年5月29日	866	十禅師延暦寺伝燈 大法師位円珍	正四位下・左大弁	南淵年名	「朝臣」	4494	園城寺文書
貞観13年8月17日	871	東大寺	従四位上・右大弁	藤原家宗	「朝臣」	4505	東南院文書
貞観13年閏8月14日	871	東大寺	従四位上・右大弁	藤原家宗	「朝臣」	4506	東南院文書
貞観13年閏8月29日	871	東大寺	従五位上・右少弁	藤原某	「朝臣」	4507	東南院文書
}							
延慶2年2月5日	1309	近江国敏満寺	正五位下・右少弁	藤原雅任	「朝臣」	23579	胡宮神社文書
元応元年10月26日	1319	高雄山神護寺	従四位下・左少弁	万里小路藤房	「朝臣」	27289	神護寺文書
元亨2年6月14日	1322	欠	従四位上・左中弁	平成輔	「朝臣」	28059B	壬生家文書

※「平安遺文」「鎌倉遺文」より作成。兩刊本未収文書も同様の傾向が看取できる。

【史料六】 文治二年五月十日付太政官符⁽³⁴⁾

太政官符備後国司

応任院序下文以当国大田庄地利宛金剛峯寺大塔不

断両界法用途免除勅事院事大小国役等事

右、得彼寺沙門鏝阿今日日解状稱、《中略》者、正

二位行権中納言兼左兵衛督藤原朝臣頼実宣、奉 勅

依請者、国宜承知、依宣行之、符到奉行、

修理左宮城使從四位上行左中弁兼阿波介藤原朝臣

(花押)^(光長) 修理左宮城判官正五位下行左大史兼算博士

小槻宿禰^(広房) 牒

文治二年五月十日

※「太政官印」四顆

【史料七】 同日付太政官牒⁽³⁵⁾

太政官牒金剛峯寺

応任院序下文以備後国大田庄地利宛当寺大塔不断

両界法用途免除勅事院事大小国役等事

右、太政官今日下彼国符稱、得彼寺沙門鏝阿今日日

解状稱、《中略》者、正二位行権中納言兼左兵衛督

藤原朝臣頼実宣、奉 勅依請者、国宜承知、依宣行

之者、寺宜承知、牒到准状、故牒、

文治二年五月十日 修理左宮城判官正五位下行左

大史兼算博士小槻宿禰^(広房) 牒

修理左宮城使從四位上行左中弁兼阿波介藤原「朝臣」^(光長)

※「太政官印」四顆

この両史料は、金剛峯寺領大田庄に関する文書である。

一通は大田庄が所在する備後国司に宛て、もう一通は莊

園領主である金剛峯寺に宛てている。大田庄を大塔長日

不断金剛胎藏両部大法の用途に宛て、一切の課役を免除

することを両者に通達しているのである。ちなみに、

【史料七】の事実書冒頭でいう「太政官今日下彼国符」

とは、すなわち【史料六】のことである。そして【史料

七】はその太政官符を全文引用し、最後に書止文言「寺

宜承知、牒到准状、故牒」を加えているだけなのである。

したがって、両史料はほぼ同文・同内容文書といえる。

また日付も統一して「文治二年五月十日」とし、署名者

二名も当然同一人物である。ところが、左中弁藤原光長

の署名を見ると、太政官符では花押が、太政官牒では

「朝臣」が使用され、文書様式によって明確に自署が使

い分けられている様相が看取できる。

ところで、この大田庄に関連した文書として、建久六

年(一一九五)十二月十三日付官宣旨二通がある。これ

も一通は金剛峯寺、もう一通は備後国に宛てた同文・同

内容文書である。だが、両史料とも右少弁平親国が花押を使用している。官宣旨で「朝臣」と署した例はなく、こちらは官宣旨の先例に則って花押を署したのであろう。

このように、中・下流廷臣の「朝臣」は明らかに文書様式に制約されていることが確認できる。このことは、上流廷臣の「朝臣」がそうであったように、公式令の規定に何らかの理由があることを想定させる。そこで次の養老公式令の規定を見てみよう。

【史料八】 養老公式令移式・符式⁽³⁷⁾

移式

刑部省移式部省

其事云々、故移、

年月日 録位姓名

卿位姓

右、八省相移式、内外諸司、非相管隸者、皆為移、

若因事管隸者、以々代故、其長官署准卿、長官無、則

次官判官署、国司亦准此、其僧綱与諸司相報答、亦准

此式、以移代牒、署名准省、三綱亦同、

符式

太政官符其国司

其事云々、符到奉行、

大弁位姓名 史位姓名

年月日 使人位姓名

鈴剋、伝符亦准此、

右太政官下国符式、省官准此、若下在京諸司者、不注

使人以下、凡応為解向上者、其上官向下、皆為符、

署名准弁官、其出符、皆須案成、并案送太政官、檢

勾、若事当計会者、仍録会目、与符俱送太政官、

右の史料は養老公式令の移式と符式の規定である。移式

の傍線部を見ると、諸司と僧綱・寺家三綱との間で文書の授受をする場合には、この移式の規定に准えて、

「移」の字を「牒」に置き換えて使用せよ、また署名方法もこの移式の規定に准えよ、という。この規定に准え

た牒は、いわゆる移式准用の牒と呼ばれ、太政官牒もその一つに含まれる。そこで移式の例式を見ると、下判は

「録位姓名」と「名」の一字があるが、上判には「卿位姓」と「名」の一字がない。これは上流廷臣の「朝臣」

で「名」の一字がなかったことと通ずる点である。

一方、弁官が専ら花押を使用した太政官符の規定、符式ではどのような署名方法が規定されているのか。符式には例式として太政官符が掲げられている。それを参照

すると、上判は「大弁位姓名」、下判は「史位姓名」と、両方に「名」の一字が表記されている。

したがって、上流廷臣の「朝臣」と同様に、この「名」の一字の有無が「朝臣」を使用するか否かの基準になっていると考えられるのである。

それでは、移式准用の牒のモデルとなった移そのものの署名方法はどうなのか。検討範囲を広げてみよう。

管見の及んだ移は、奈良～室町時代までの約一五〇例である。そのうち「朝臣」を用いた例を次に掲げる。⁽³⁸⁾

【史料九】 天平十七年（七四五）四月二日付兵部省移⁽³⁹⁾
兵部省 移民部省

《中略》

以前省并管司直丁等、来五月之料粮、所請如前、故移、

天平十七年四月廿一日 正六位下行大録馬史

〔益麻呂〕

大輔正五位下勲十二等紀「朝臣」

※「兵部之印」十夥

このように、確かに上判の官人が「朝臣」と自署している。それ以外にも、天平十五年（七四三）七月十二日付中宮職移などでも「朝臣」の例が確認できる。⁽⁴⁰⁾ 但し、現

存する移約一五〇例のうち、ほとんどの移で「朝臣」を確認することができない。

しかしそれには理由がある。「朝臣」が確認できる移とそうでない移との間には、実は署名形式に関して明らかな相違点が認められる。前者は必ず日下署判一名と上判一名による署名形式を採用している。それに対して後者は、それ以外の署名形式を採用しているのである。例えば三人以上の複数連署、単署、下判二名の連署などである。前者は【史料九】で掲げているから、後者の例を次に掲げる。

【史料十】『延喜式』卷第二八兵部省、移式⁽⁴¹⁾

凡補任武官番以上者、移送本司、其式如左、

兵部省移某司

位姓名<sup>年若干
某京人</sup>

元某司某官

右人某月日任<sup>若番上把
笏僞補</sup>某司某官訖、仍移送如件、移

到任用、故移、

年 月 日 録位姓名

輔位姓

右署印訖即送本司、

【史料十一】『公名公記』永享五年（一四三三）十二月

十五日条⁽⁴²⁾

兵部省移 右近衛府

従二位行権大納言藤原朝臣公名

右人、今年八月十五日兼任大將畢、□移送如件、移
到任用、故移、

永享五年十二月十五日 正六位上行少録

正六位上行少録

卿従三位行藤原朝臣「親信」

大輔従四位下行卜部宿祢「兼勝」

少輔従五位下行源朝臣「持常」

権少輔正五位下行惟宗朝臣「相豊」

※「兵部省印」六顆

まず【史料十】は、武官の番上以上の補任に際して、兵部省が発給する移の様式を定めた『延喜式』の規定である。その際に、輔による上判一名、録による日下署判一名が規定されていた。署名方法はこれまで見てきたように、上判にだけ「名」の一字がなく、姓を以て自署することが想定されていたと思われる。

ところが、実際に発給された兵部省移は署名形式が異なった。それが【史料十一】である。この【史料十一】は、西園寺公名が自身の日記『公名公記』に貼り継いだ兵部省移の正文である。卿く録の六名による複数連署が

採用されており、上判の四名は実名で自署を加えていることが確認できる。その他、補任に関する兵部省移は平安期く室町期を通じて四例現存するが、すべて三人以上の複数連署を採用し、「朝臣」と自署した例はない。つまり、公式令の例式に則している署名形式の場合においてのみ、「朝臣」が使用されたのである。

なお、符や解といった上申・下達文書を併せて通覧したが、それら事例で中・下流廷臣の「朝臣」は見受けられない。この事実は、中・下流廷臣の「朝臣」が公式令の署名規定に淵源があることを裏付けるものとなる。

以上から、中・下流廷臣の「朝臣」も公式令の署名規定に淵源がある。これによって、両「朝臣」の共通原理が明らかとなった。だが、中・下流廷臣の「朝臣」は、上流廷臣の「朝臣」とはその後の発展過程が異なるものとなった。つまり、公式令の規定とその先例に基づき、ただ形式的に署判しているだけであり、そこに特段の意味を見出せない。その中であって、特筆すべき点は太政官が頑なにそれを遵守し続けたことであろう。太政官は平安時代から鎌倉末期まで公家様文書を発給することのなかった希有な機関として知られている。⁽⁴³⁾しかし、そういった太政官における公式令遵守の志向性も、建武期と

いう特殊な政治状況下にあつて途切れてしまふのである。

おわりに

これまで「朝臣」の署名方法と原理を検討してきた。

その結果、上流廷臣の「朝臣」も中・下流廷臣の「朝臣」も、公式令の署名規定に淵源があることが明らかとなった。すなわち例式に基づいて「名」の一字がない場合には「朝臣」と自署したのである。そして上流廷臣の「朝臣」は詔書・位記に留まらず、院庁発給文書や雑訴決断所発給文書にも使用範囲が拡大し、最終的には近世まで使用されることとなる。一方、中・下流廷臣の「朝臣」は公式令の例式に則した移・移式准用の牒において用いられた。だが建武期以降はそういった移・移式准用の牒が終焉したことで、その実態は掴み難いものとなつてしまふのである。

なお、数ある姓のうち、なぜ朝臣の姓だけが専ら自署に使用されたのか、この点について言及しておく。実は、古代においては他の姓で自署が行われることもあった。

例えば天平十三年(七四一)⁽⁴⁵⁾ 閏三月七日付右京職移では「宿禰」と自署した例がある。また神護景雲二年(七六八) 六月四日付奉写一切経司移では「忌寸」と自署した

例もある。⁽⁴⁶⁾ このことから、朝臣という姓自体に何らかの特別な意味があつたという訳ではない。だが平安時代以降、公家社会は朝臣の姓を持つ藤原氏・源氏・平氏らの独占傾向にあり、その結果、「朝臣」だけが確認できるという状況になつたであらう。⁽⁴⁷⁾

以上を踏まえ、最後に、これまで検討してきた「朝臣」研究が、自署研究の中でどのように位置付けられるのかを示し、おわりとしたい。「はじめに」でも述べたとおり、自署の研究は、花押の形状に関する研究とほぼ同義である。その中であつて、花押・草名・実名の使い分け方を追究したのが上島氏である。氏は、書札様文書において書札札の原理と公験の原理を明らかにしているが、書札様文書の対概念といえる公式様文書とその系譜文書の自署がこれまで研究対象になることはなかった。しかし、本研究から、「朝臣」は公式令の規定に強い影響を受けていることが明らかとなった。すなわち、「公式令の原理」とでもいふべき自署の原理が、本稿で一つ明らかになつたといえるであらう。⁽⁴⁸⁾

註

- (1) 上島有「草名と自署・花押―書札礼と署名に関する一考察―」(『古文書研究』二四、一九八五年)。
- (2) 勝峯月溪「古文書学概論」国書刊行会、一九七〇年。
- (3) 高橋正彦「花押」(『日本古文書学講座1 総論編』雄山閣出版、一九七八年)。
- (4) 「大谷大学所蔵文書」(『平安遺文』三〇九三号)。
- (5) 『増補史料大成』本を利用した。
- (6) 『増補史料大成 兵範記』仁平三年五月二八日条。
- (7) 「熊野速玉神社文書」(『鎌倉遺文』一九一九号)。
- (8) 「九條家文書」(『鎌倉遺文』五〇六九七号)。
- (9) 建武二年四月三日付雑訴決断所牒(『大友文書』へ「大日本史料」第六編之二)、同八月十四日付同牒(『市河文書』へ「同」第六編之二)、同九月二九日付同牒(『大徳寺文書』へ「大日本古文書」家わけ十七ノ一)。
- (10) 建武元年九月二九日付雑訴決断所牒(『三浦文書』へ「大日本史料」第六編之一)。
- (11) 建武二年三月十二日付雑訴決断所牒(『三嶋神社文書』へ「大日本史料」第六編之二)。幸いにも、註(9)の史料の多くは、『国史大辞典』「ざつそけつだんじょ」の項で写真が掲載されている。写真はそちらで参照されたい。
- (12) 同じ例として、「民部卿藤原「朝臣」とした建武二年七月十二日付雑訴決断所牒がある(『奥山庄史料集』へ「新潟県文化財調査報告書」十、一九六五年)。
- (13) 「伏見稻荷大社文書」(『大日本史料』第六編之一)。写

「朝臣」小考

真は中村直勝著『日本古文書学』上、角川書店、一九七一年に掲載されている。

- (14) 黒板伸夫「官職唐名の一考察―参議の唐名および儀同三司について―」(同著「撰関時代史論集」吉川弘文館、一九八〇年)。
- (15) 「公卿補任」建武元年の項。
- (16) 近藤毅大「紫微中台と光明皇太后の「勅」」(『ヒストリア』一五五号、一九九七年)、吉川敏子「紫微中台の「居中奉勅」についての考察」(『ヒストリア』一六八号、二〇〇〇年)、東野治之「東大寺献物帳と紫微中台」(『仏教芸術』二五九号、二〇〇一年、他)。
- (17) 「正倉院文書」(『大日本古文書』四)。その他、彼が大納言であった時期の献物帳として、天平勝宝八年六月二一日付、同七月八日付、同七月二六日付の各勅が現存する。彼はここにおいても実名で署名している。
- (18) 「正倉院文書」(『大日本古文書』四)。
- (19) 「正倉院文書」(『大日本古文書』二五)。
- (20) 「公卿補任」天平勝宝九年の項。
- (21) 『統群書類聚』第十一上に載る改元部類記を参照。
- (22) 「宮内庁書陵部蔵文書」。署名の一部を以下に載せる。
関白関白從一位臣藤原「朝臣」
從一位行左大臣藤原「朝臣」
從一位行右大臣藤原「朝臣」
内大臣正二位臣藤原「朝臣」
正二位行權大納言臣源朝臣「信通」

《後略》

(23) 「宮内庁書陵部蔵文書」。

関白（関白）従一位臣藤原「朝臣」（朝臣）

従一位行左大臣藤原「朝臣」（朝臣）

従一位行右大臣藤原「朝臣」（朝臣）

内大臣正二位兼行左近衛大将臣藤原「朝臣」（朝臣）

正二位行権大納言臣藤原朝臣「家厚」

《後略》

(24) 飯倉晴武「詔書・宣命」(『日本古文書学講座2 古代編1』雄山閣出版、一九七八年)。

(25) 『新訂増補国史大系』本を利用した。

(26) 『新訂増補国史大系 朝野群載』巻第十二。

(27) 上島有「成刊して発給された文書「位記について」」

(『日本史研究』三四五、一九九一年)。

(28) 『群書類聚』第七輯所収。この『内局柱礎抄』は、大内記東坊城和長が明応五〜七年頃にまとめた位記に関する故実書であり、「当家代々旧草」と「延喜位記式」をもとに作成された。旧草に永久五年(一一一七)の例があるなど、旧草範囲は平安末期まで及ぶ。位記の書式が平安〜近世を通じて一定しているのに加え、東坊城家で膨大な旧草の蓄積があったからであろう。

(29) 『新訂増補国史大系』本を利用した。

(30) 飯倉晴武「位記」(前掲註24)概説書、中村直勝著『日本古文書学』上、角川書店、一九七一年。

(31) 『新訂増補国史大系』本を利用した。

(32) 九世紀半ば以前に太政官牒でなぜ実名が使用されてい

るのか。その理由を示す史料はない。だが、おおよそ次のように推察している。まず、太政官は移を発給しない機関であったということに留意が必要である。すなわち、太政官は八省や国司だけでなく、神祇官・檢非違使・神社・後院司といった多様な官司・権門に対して専ら符を発給してきた(寺院を除く)。その理由は公式令の規定にある。解式によれば、「八省以下内外諸司」は太政官及所管、並為解」とあり、「八省以下内外諸司」は太政官に対して解を発給するものと規定されていた。なお、『令集解』によれば、「八省以下内外諸司」の中には神祇官も含むという解釈がなされている。このことから、原則としてすべての機関が太政官に上申文書を発給する体裁をとってきたのである。一方、符は解に対して発給する文書として養老公式令に規定されているから、これらの規定と解釈に基づけば、太政官があらゆる機関に専ら符を発給した理由が上手く説明できよう。しかし、例外がこの移式准用の牒の規定である。おそらくこの移式准用の牒が制定された養老三年(七一九)年までは、太政官は寺院に対しても符を発給してきたと推定される。ちなみに、後に官符・官牒の一機能を担った官宣旨が、下達文書として寺院宛にも発給されたことや、建武期に太政官牒が太政官符に統合されたことなども、おそらく根本の背景は同じと思われる。

ともかくも、このように太政官は移に関する知識・経験が極端に浅い機関であった。そのため、移式の規定解釈をめぐる混乱が起きていたのではないか。しかし、

さすがに令の規定に反する問題であったため、九世紀半ば頃に移式の規定に則する形で署名方法を改められたものと理解される。

- (33) 甲斐玄洋「建武政権の太政官符発給―政権の理念と構想の一断面―」『学習院史学』四五、二〇〇七年。また南北朝期以降の太政官発給文書については、本郷恵子『將軍権力の発見』（講談社、二〇一〇年）を参照されたい。

- (34) 「高野山文書宝簡集二」四号（『大日本古文書』家わけ第一）。

- (35) 「高野山文書宝簡集二」五号（『大日本古文書』家わけ第一）。

- (36) 「高野山文書宝簡集二」三九・四十号（『大日本古文書』家わけ第一）。

- (37) 『新訂増補国史大系』本を利用した。

- (38) 渡辺寛「移」について―公式様文書の一考察―『皇學館論叢』二二―三、一九八八年、拙稿「平安期以降の移に関する一考察―「衙」を基準・指標として―」（年報 三田中世史研究）十五、二〇〇八年）。

- (39) 「正倉院文書」（『大日本古文書』二）。

- (40) 「正倉院文書」（『大日本古文書』八）。

- (41) 『新訂増補国史大系』本を利用した。

- (42) 宮内庁書陵部蔵。この移は末柄豊氏に御教示を得た。
- (43) 『山槐記』仁安二年（一一六七）二月十四日条、『猪熊関白記』建久九年（一一九八）正月二十日条、『実冬公記』応永二年（一三九五）四月八日条、『康富記』嘉吉三

年（一四四三）四月二六日条。

- (44) 無論、太政官が官宣旨を発給したのは周知の事実であるが、「太政官下（宛所）」とはせず、あくまで弁官が発給した体裁をとった意義は大きい。また十世紀以降、下文の対文書である衙式牒が、令外官・中央下級官司・地方官司・権門などに瞬く間に普及したが、太政官が最後までそれを採用することはなかった。（川端新「荘園制的文書体系の成立まで」へ同著「荘園制成立史の研究」思文閣出版、二〇〇〇年、前掲註（38）拙稿）。

- (45) 「正倉院文書」（『大日本古文書』二）。

- (46) 「正倉院文書」（『大日本古文書』五）。

- (47) 【史料五】と【史料十】の各「延喜式」の規定を比較すると、前者は「左大臣位朝臣、右大臣位朝臣」と「朝臣」を指定しているが、後者は「輔位姓」と「朝臣」と指定していない。おそらく後者は、他の姓で自署される可能性があったため、「朝臣」と指定していないのであるう。

- (48) 本稿は、歴史学研究会・中世史部会二〇一〇年十一月例会報告「自署の世界―公家社会の文書を中心に―」の第一章に相当する。

〔附記〕本稿は平成二二年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。なお、入稿直前に、先行研究として相田二郎氏の著書『日本の古文書』上の遺漏に気づいた。氏に対して深くお詫び申し上げたい。